

7 輸国第 3342 号
令和 7 年 12 月 2 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

(※農林水産省) 輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
別紙の一部改正について

今般、台湾が東京電力福島第一原子力発電所の事故発生に伴い導入した日本
産食品への輸入規制措置が撤廃されたことから、「農林水産物及び食品の輸出証
明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大
臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。) の別紙 ZZ-02「食品等に
関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」及び同別紙 ZZ-S1「輸出される食品等
に関する都道府県による証明書の発行要綱」における、台湾向け放射性物質検査
証明書等の発行手続を削除するなど所要の改正を行いましたので、御了知の上、
関係事業者への周知等については特段の御配慮をお願いします。

※内閣府沖縄総合事務局長に送付する際は記載する。